# やまぐち高度衛生管理農場認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、畜産農家(以下「農場」という。)の飼養衛生管理の向上 と健全な畜産経営の育成及び安全な畜産物の供給を促進するため、農場におけ る衛生管理基準を定めるとともに、やまぐち高度衛生管理農場推進協議会(以 下「協議会」という。)が行う認定制度の実施に係る必要な事項を定めるものと する。

## (やまぐち高度衛生管理農場基準)

第2条 やまぐち高度衛生管理基準は、別表1とする。

### (認定)

- 第3条 やまぐち高度衛生管理農場基準を満たす農場は、やまぐち高度衛生管理認定農場として協議会の認定を受けることができる。
- 2 前項の認定の申請は、認定を受けようとする農場ごとに別記第1号様式による申請書を協議会に提出しなければならない。

### (欠格要件)

第4条 第13条の規定により認定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない農場は、前条第2項に規定する認定の申請をすることができない。

#### (認定の審査)

- 第5条 協議会は、第3条第1項の認定について、当該申請のあった農場を調査の上、審査して行うものとする。
- 2 協議会は、前項の審査において必要があると認めるときは、関係者に意見を求めることができる。

### (認定書の交付等)

- 第6条 協議会は、第3条第1項の規定により認定したときは、申請者に対し、 別記第2号様式によるやまぐち高度衛生管理農場認定書(以下「認定書」とい う。)を交付するものとする。
- 2 協議会は、第5条第1項の審査において、申請のあつた農場が、衛生管理農

場基準に適合しないと認めるときは、申請者に対して、別記第3号様式により、 その旨を通知するものとする。

- 3 協議会は、第10条の規定による届出(同条第4号に該当する変更の届出を除く。)を受理したときは、認定を受けた農場(以下「認定農場」という。)に認定書を交付するものとする。
- 4 認定農場が、交付された認定書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、別記第4号様式により、協議会に再交付の申請をすることができる。
- この場合において、再交付の申請が認定書の破損又は汚損によるものであると きは、当該認定書を添付しなければならない。
- 5 協議会は、前項の規定により再交付の申請のあった認定農場に対し、認定書を再交付するものとする。
- 6 前項の規定により再交付を受けた認定農場は、亡失した認定書を発見した場合は、速やかに協議会に返納しなければならない。

## (認定の有効期間)

第7条 第6条第1項の規定に係る認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。

#### (認定農場の公表)

第8条 協議会は、認定農場の名称、所在地等を公表するものとする。

#### (認定の更新の申請)

- 第9条 認定農場が、認定の有効期間満了に際し、引き続き認定を受けようとする場合は、認定の有効期間が満了する日の3か月前までに、別記第1号様式による申請書に認定証を添えて、協議会に申請しなければならない。
- 2 前項の申請について、第5条から第7条までの規定を準用する。
- 3 第1項の申請があった場合において、前項に規定する有効期間の満了日まで にその申請に対する処理がされないときは、従前の認定は、有効期間の満了後 もその処理がされるまでの間は、なおその効力を有する。

#### (認定事項の変更の届出)

第10条 認定農場は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、別記第5号様

式により、速やかに協議会に届け出なければならない。

なお、 第4号に係る変更にあっては、 変更内容を確認できる書類を添えなければならない。

- (1) 認定農場の住所(法人にあっては、主たる事務所等の所在地)
- (2) 認定農場の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- (3)農場の名称
- (4) 申請内容の変更(軽微な変更を除く。)
- 2 前項第1号から第3号までの規定に該当する事項の変更にあっては、前項に 規定する書類のほか認定書を併せて提出するものとする。
- 3 第1項の申請については、第5条の規定を準用する。

## (廃止の届出)

- 第11条 認定農場は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第6号様式 による届出書に認定書を添えて、速やかに協議会に届け出なければならない。
- (1) 自ら認定を辞退しようとするとき
- (2) 認定を受けた農場を廃業したとき
- (3) 認定を受けた畜種の飼養をやめたとき
- 2 前項の申請については、第8条の規定を準用する。

#### (農場への立入り、報告等)

- 第12条 認定農場は、毎年1回、認定を受けた農場ごとに、別記第7号様式による報告書により、認定を受けた農場の現況を協議会に報告しなければならない。
- 2 協議会は、必要に応じて、家畜保健衛生所職員等に認定に係る農場に立ち入らせ、当該認定に関する管理の履行状況について調査させる。
- 3 協議会は、前項の規定による調査の結果、認定農場が行う衛生管理が衛生管理基準に適合すると認められないときは、認定農場に対して、その改善を指示する。

#### (認定の取消し)

第13条 協議会は、認定農場が、次の各号のいずれかに該当するときは、その 認定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段によって認定を受けたとき
- (2) 前条第3項の指示に従わないとき
- (3) 認定を受けた農場が家畜伝染病予防法第12条の3に基づく飼養衛生管理基準が遵守されないとして勧告等の処分を受けたとき
- 2 協議会は、前項の規定により認定の取り消しを決定したときは、当該農場に対し別記第8号様式による認定取消通知書を交付するものとする。
- 3 認定農場が第1項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに別記第9号様式により、認定書を協議会に返納しなければならない。
- 3 第1項の認定の取り消しについては、第8条の規定を準用する。

# (その他)

第14条 その他認定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

# 附則

この要綱は、平成27年12月15日から施行する。